

## アンゴラにおける問題点と要望

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
12 為替管理	日機輪	(1)	外貨送金の遅延	・当地アンゴラより外貨送金を行う場合、アンゴラ中央銀行の承認が求められるが、当該承認手続きには非常に時間が掛かる為、外貨送金に時間を要する。2015年より油価下落の影響で全ての外貨割当は中央銀行による入札割当制となり、L/Cの開設を含む外貨送金、及び外貨の引き出しが非常に困難な状態となった。 また、国内での外貨給与支払いが禁止されており、外国人労働者雇用に困難をきたす。 (変更)	・外貨送金に関する規制緩和の実施、或は外貨送金承認取得に関する手続きを簡略化して頂きたい。 ・国内産業育成分野における外貨送金を許可して頂きたい。	・アンゴラ中央銀行Aviso 13 2013
16 雇用	日機輪	(1)	労働査証発給の煩雑・遅延	・労働ビザ申請要件として所轄省庁よりの意見書が求められる。通常Rep Officeの所轄省庁は商業省となるが、商業省よりの意見書は事実上発給されず、他省庁に依頼必要あるが、意見書発行までの期間は予測不能。特に、政府向けビジネスを行っていない場合、所轄官庁からの意見書取得は困難。結果として、当地駐在員の労働ビザ取得期間に半年～1年程度を要する場合がある。 上記通常の労働査証発給に加え、Project関係者(第3国人)に対する柔軟な対応をお願いしたい。 (変更)	・労働VISA発給に関し、手続きの簡素化、乃至は柔軟な対応(日本企業の工事履行に伴う特例措置、Project関係者一括のBlock VISAの発給等)を検討頂きたい。	
	日機輪	(2)	労働査証発給者に対する保証預け金	・労働査証発給者に対し、帰国航空券代相当(日本の場合運用上約USD2,580)の保証預け金を求める制度。運用がまちまちで、預け金支払いを求められるケースとそうでないケースが混在することに加え、現地の就労が終わり帰国後も同預け金が全く返済されていない。	・所属企業による帰国航空券代負担の保証レターによる代替の受け入れ、及び既納付済み預け金の速やかな返還をお願いしたい。	・大統領令No. 2/07号68項
	日機輪	(3)	被雇用者側よりの労働法	・当地の労働法は極端に被雇用者よりの内容となっており、減給や解雇が非常に難しい、或は解雇する場合には高額な費用が発生する。 (継続)	・労働法につき、雇用者、被雇用者間の不均衡是正を検討して頂きたい。	・労働法No. 15/15, No. 7/15
23 諸制度・慣行・非能率な行政手続	日機輪	(1)	契約承認等取得手続の遅延	・役務提供契約の内容、及び金額により中央銀行、或は経済省他の事前許認可取得が必要であるが、この契約承認Processに時間を要する(1か月超)。 (継続)	・国家Project、或は国策に沿う産業発展に寄与するProject等については、Processを簡素化/短縮化できるような柔軟な対応を検討頂きたい。	・大統領令No. 273/11、No. 123/13